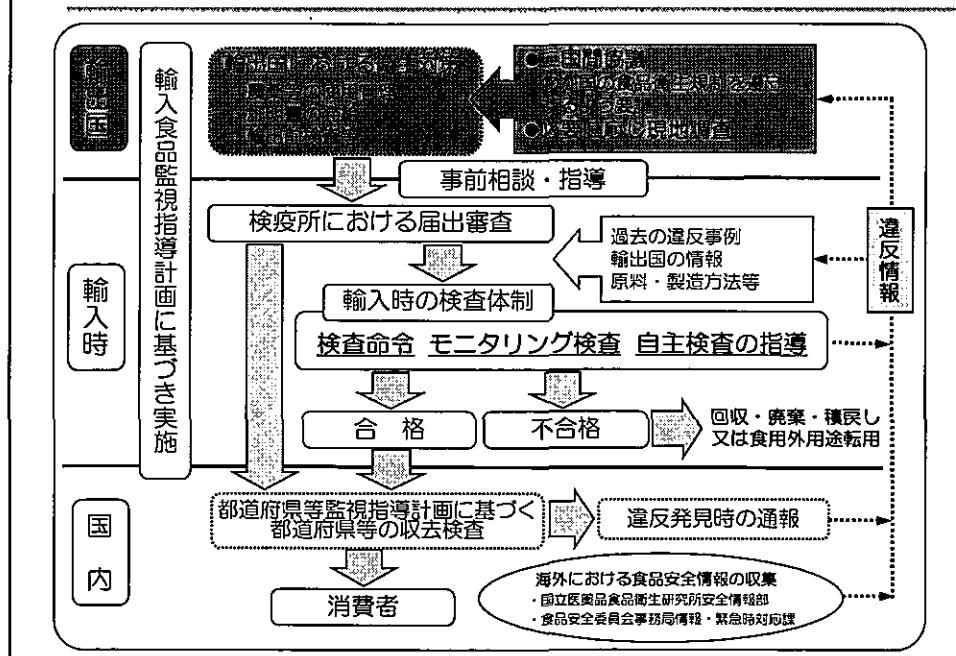




輸入食品の安全性確保について

厚生労働省食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

輸入食品の監視体制等の概要



輸出国における衛生対策の推進

❖ 我が国の食品衛生規制の提供

- ◆ 輸入食品監視指導計画・結果の英語版情報の提供
- ◆ 在京大使館、輸入者等への食品衛生規制、検査命令等の対象食品、違反事例等の提供

❖ 二国間協議、現地調査等

- ◆ 輸入農産品の残留農薬の監視強化について、米国政府との覚書に署名
- ◆ 日中首脳会談において、「日中食品安全推進イニシアティブ」の早期締結に向けた協議
- ◆ 日中韓保健大臣会合において、三国間の食品安全分野における協議の仕組みに関する覚書に署名

輸出国における衛生対策の推進

- ◆ 輸出国の衛生対策に関する情報収集・現地調査の実施（個別問題の解決及び問題発生の未然防止）

❖ 輸入者による輸出国段階の衛生管理の推進

- ◆ 「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」に基づく、原材料から保管までの各段階における確認（ハサップ導入の推進を含む）

平成22年度における改正点

- 輸入者に対して、輸出前検査にて実施した検査成績書の登録を含めた品目登録制度の推進

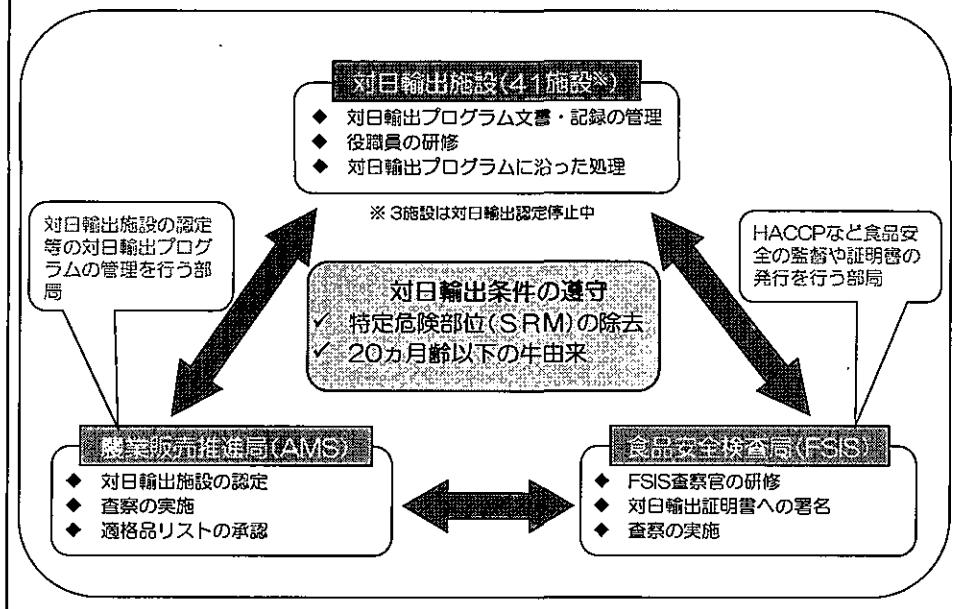
過去1年間の輸出国における調査・協議

対象国	品目	調査目的・協議内容	実施時期
オーストラリア	畜産食品	輸出企業及び農場の現地調査	平成22年1月
カナダ	牛肉	登録輸出企業及び農場の現地調査	平成21年8月
米国	牛肉	登録輸出企業及び農場の現地調査	平成21年11月
米国	農産食品	残留農薬に係る協議	平成21年5月
チリ	豚肉	ダイオキシンプログラムの実施状況調査	平成21年2月
韓国	エゴマの葉	登録輸出企業及び農場の現地調査	平成21年3月
	とうがらし	登録輸出企業及び農場の現地調査	

過去1年間の輸出国における調査・協議

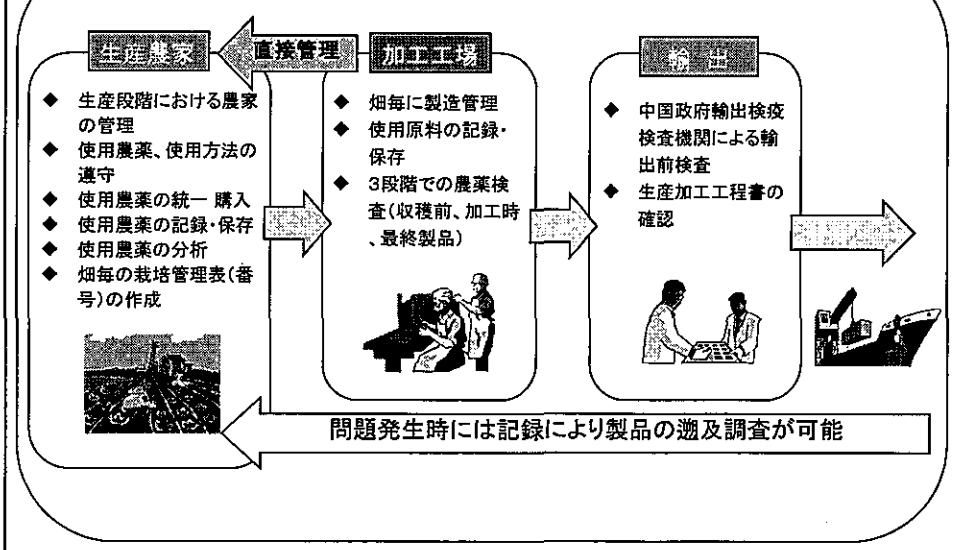
タイ	アスパラガス	登録輸出企業及び農場の現地調査	平成21年2月
	バナナ	登録輸出企業及び農場の現地調査	
	マンゴスチン	相手国政府との協議	
中国	鶏肉	養鶏場及び食鳥処理施設現地調査	平成21年3月
	はちみつ	現地調査	
	えだまめ	登録輸出企業及び農場の現地調査	
	ライチ	登録輸出企業及び農場の現地調査	
	シリ	登録輸出企業及び農場の現地調査	
	食品衛生全般	国内法違反品の対日輸出の防止及び対日輸出の安全性に係る協議	
エチオピア	コーヒー豆	残留農薬使用実態把握及び検査施設調査	平成21年3月

米国産牛肉の対日輸出プログラムの遵守体制

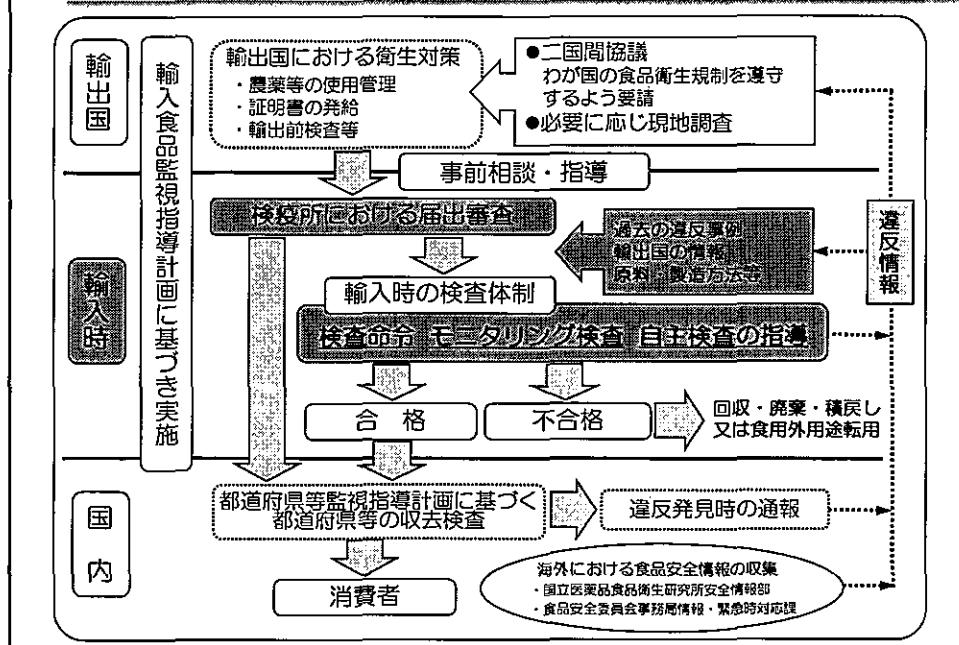


輸出国における衛生対策

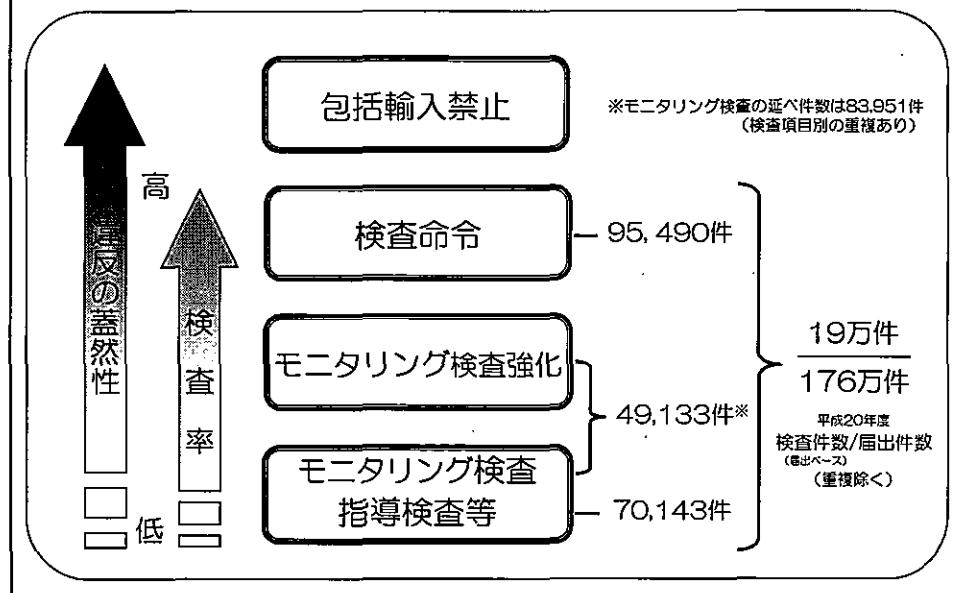
例: 中国産冷凍ほうれんそう



輸入食品の監視体制等の概要



輸入時の検査体制の概要



輸入時に重点的に監視指導を実施すべき項目

- ❖ 輸入届出時における法違反の有無のチェック
 - ◆ 輸入届出、輸出国政府の証明書の確認審査
 - ◆ 輸入者からの報告徴収
- ❖ 輸入時のモニタリング検査の実施
 - ◆ 食品群ごとに違反の蓋然性、輸入実績等を考慮して検査件数・検査項目を設定
 - ◆ モニタリング検査や都道府県等の監視指導での法違反例に基づき、必要に応じて輸入時の検査を強化

輸入時に重点的に監視指導を実施すべき項目

- ❖ 検査命令の実施
 - ◆ 法違反の蓋然性が高いと見込まれる食品について実施
 - ◆ 輸出国における規制・衛生管理の状況、過去の違反実績等を勘案した上で必要範囲に適用
 - ◆ 解除にあたっては、輸出国における原因究明・再発防止対策、輸入時検査の実績等を踏まえ検討

平成22年度輸入食品監視指導計画の主な改正点

- ◆ モニタリング検査計画数（160食品群について約85,000件（前年比1,600件増））
- ◆ 残留農薬等・おもちゃの検査項目の拡充（塗膜試験等の追加）
- ◆ モニタリング検査強化後、1年間を経過・60件以上の検査を実施し違反事例がない場合、検査強化を解除
- ◆ 検査命令に関し、2年間違反事例なし・1年間違反事例なく実施件数が300件以上の場合、検査命令を一時的に解除。

参考資料

輸入時における検査制度

❖ 指導検査等

- 農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して定期的な（初回輸入時を含む）実施を指導する検査等

❖ モニタリング検査

- 多種多様な輸入食品について、食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入可能

❖ 検査命令

- 自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

モニタリング検査件数の算出方法

① 国民の摂取量の多い食品、違反の蓋然性、輸入実績等をもとに食品を157群に分類

② 検査分類（残留農薬、抗菌性物質等、添加物、成分規格、カビ毒、遺伝子組換え、放射線照射）ごとに、一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数299件※を仮設定。

※ CODEXガイドラインに基づく、95%の信頼度で違反率 1%以下の違反を検出可能な検査数

（参考）残留農薬の基準適合性判断のための推奨サンプリング法 (CAC/GL 33-1999)

標本の違反率 (v)	1件の違反を見つける確率(P)				
	99.9%	99.0%	95.0%	90.0%	60.0%
10%	66	44	29	22	9
5%	135	90	59	45	18
1%	688	439	299	230	92
0.5%	1,379	919	598	460	183
0.1%	6,905	4,603	2,995	2,302	916

統計学的に、v が集団における真の違反率、n が標本数（無作為抽出の場合）とすると n 個の標本中に少なくとも 1 つの違反を検出す確率 P は、 $P = 1 - (1 - v)^n$ となる。

モニタリング検査件数の算出方法

- ③ ②の検査数を基本として、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、過去の違反内容の危害度を勘案し、食品群ごと、検査分類ごとに必要検査件数を設定

(例) 米穀における検査件数の算出（平成21年度モニタリング計画）

検査分類	残留農薬	抗菌性物質等	添加物	成分規格等	カビ毒	遺伝子組換え	放射線照射	合計
基本件数	299	299	299	299	299	299	299	2,093
↓ 輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危害度をもとに検査分類ごとに重み付けを行い、それぞれ必要な検査件数を設定 ↓								
検査件数	119	59	0	119	299	119	0	715

農薬の残留基準の設定方法

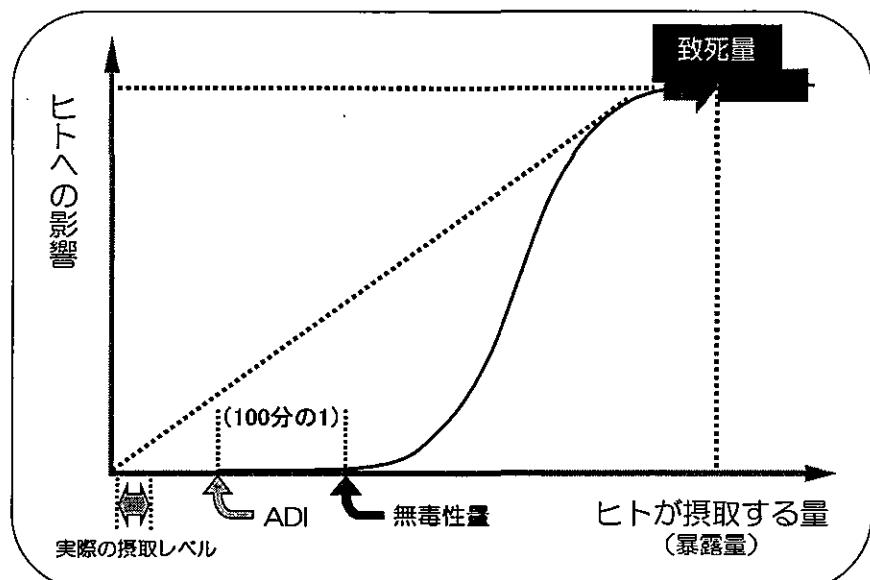
- ❖ 日本人が一日に摂取する食品中に含まれる残留農薬を推定し、その合計がADI（一日許容摂取量）※1の80%を超えない範囲で基準を設定※2

※1 ある物質について、人が生涯その物質を毎日摂取し続けたとしても、健康に対する有害な影響が現れないと考えられている一日当たりの摂取量。
動物による毒性試験から、有害な作用の認められない量（無毒性量）を評価し、安全係数（通常は種差、個体差それぞれ10）を考慮して設定する。

※2 水や大気など食品以外からの農薬摂取の可能性を考慮。

- ❖ 国民平均だけでなく、幼少児、妊婦、高齢者も考慮
❖ 農作物によって毎日摂取する量、栽培に必要な農薬の量が異なることから、食品ごとに基準を設定

摂取量と人体への影響の関係



理論最大一日摂取量(TMDI)方式による暴露評価

